

公示

次のとおり企画公募を行う。

1. 企画公募に付する事項

(1) 件名

国立大学法人一橋大学国立宿舎跡地における定期借地権設定事業(以下「本事業」という。)

(2) 貸付地の表示

[土地]東京都国立市中 2-1 約 10,683 m²(※)

※別紙参照

※貸付面積は、定期借地権設定契約のための覚書の締結時に確定する予定である。

(3) 貸付方式

貸付地に一般定期借地権又は事業用定期借地権を設定し、借受者に貸付。

(4) 期間

本事業の事業期間は、基本協定書の締結から定期借地権設定契約期間終了までとする。

定期借地権設定契約期間は最長 75 年、最短 30 年とする(下記の期間①及び期間②を含む)。

- ① 借受者による既存建物の解体・除却等の期間
- ② 借受者が整備する建物(以下「本件建物」という。)の建築工事期間及び解体・撤去等の原状回復に要する期間

(5) 応募方法

国立大学法人一橋大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法第三十三条の三における土地等の貸付を行うため、国立大学法人の土地であることを理解し、周辺環境と調和のとれた施設を整備・運営する借受者を企画公募にて選定する。本公募の参加にあたっては、別途配布する公募要領等に基づき、企画提案書等必要書類を作成し、提出すること。

2. 企画公募の参加資格

(1) 企画公募参加者の構成等

企画公募参加者(以下「公募参加者」という。)は、本事業を行う企画力、資本力等の経営能力を備えた単独企業(以下「公募参加企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とし、グループの場合、全構成員を代表する代表企業を定めることとする(代表企業は構成員に含まれる)。

本学と貸付地の全て又は過半に係る定期借地権設定契約を締結するものが代表企業になることとする。

(2) 公募参加者の資格要件

公募参加者の資格は、「貸付地を賃借し、本学及び地域に配慮した本件建物の設計・整備を行い、本事業の契約期間中継続して貸付地及び本件建物を維持管理・運営できる企画力と資本力を有する者であること」とする。

また、次の要件を全て満たす者が、公募参加者又はグループの構成員となることができる。

- ① 法人等(法人又は団体をいう。)であること。
- ② 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 文部科学省及び本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 法人等の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの(構成員とみなされる場合を含む。))、社会運動標ぼうゴロ(社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)又は政治運動標ぼうゴロ(政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)、その他これらに準ずる者(以下「暴力団構成員等」という。)ではないこと。
- ⑤ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員及び④から⑧までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- ⑩ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ⑪ 公募に参加しようとする者の間に資本面若しくは人事面において関連がないこと(資本面若しくは人事面において関連がある者全てがグループの代表企業以外の構成員である場合を除く)。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ⑫ 本学が本事業について、アドバイザー業務を委託している野村証券株式会社及び野村証券株式会社が本アドバイザー業務の一部を再委託している野村プロパティーズ株式会社、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。
- ⑬ その他本学が契約相手方として不相当と認めた者ではないこと。

3. 参加資格審査申請書の提出場所等

(1)参加資格審査申請書の提出場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

【参加資格申請書及び提案書の提出場所】

〒186-8601

東京都国立市中 2-1

国立大学法人一橋大学財務部財務課資産管理係

電話:042-580-8062

E-mail: fin-sk.g@ad.hit-u.ac.jp

(2)公募要領の交付方法及び配布期限

交付方法は、電子メールのみとする。交付希望者は、(1)のメールアドレスに以下のメールを送付する。配布期限は、参加資格申請書の提出期限の前日 15 時までとする。

件名	【企業名】一橋大学国立宿舍跡地における定期借地権設定事業の公募要領 交付希望
添付ファイル	下記①及び②のスキャンデータ(pdf 等)をメールに添付し、原本については速やかに上記(1)あてに郵送すること。 ① 公募要領交付希望書 ② 秘密保持に関する確認書(押印済み)

(3)参加資格審査申請書の提出期限

2025 年 6 月 12 日(木) 15 時 00 分まで

(4)参加資格審査の結果通知

2025 年 6 月 20 日(金)

(5)提案書の提出期限

2025 年 9 月 8 日(月) 15 時 00 分まで

(6)優先交渉権者の決定

2025 年 11 月上旬頃(予定)

4. 企画内容の審査に関する事項

企画提案者のうち、本学が設置する選定委員会において、公募要領等に示す要件を全て満たした者を対象に、企画内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約締結手続を行うものとする。企画提案者からの提案内容によっては、優先交渉権者を決定しない場合もある。

また、審査を実施した全ての提案者に対し、選定結果を書面により通知する。

5. その他

(1) 契約保証金 要

企画提案を行う際及び優先交渉権者に選定されて基本協定書を締結する際の契約保証金は不要。定期借地権設定契約のための覚書を締結する際には契約保証金が必要となる場合がある。

(2) 応募者に要求される事項

この企画公募に参加を希望する者は、公募参加資格確認申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出すること。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出すること。その他、応募者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において完全な説明を行うこと。

(3) 企画提案書の無効

本公示に示した企画公募参加資格のない者の提出した企画提案書、応募者に要求される事項を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約相手方及び契約条件の決定方法

本事業の実施内容に関する企画提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定するものとする。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件等について協議のうえ、必要な各種契約締結等を規定する基本協定書を締結する。

(6) 応募者は、優先交渉権者の選定について、異議の申立をすることはできない。

(7) その他 詳細は、公募要領による。

2025年5月7日

国立大学法人一橋大学

国立大学法人一橋大学 国立キャンパス

